

木造住宅耐震(改修・建替え)補助金のご案内

大田原市では、地震による住宅の被害を軽減し、災害に強い安全・安心のまちづくりのため、木造住宅の耐震改修・建替えにかかる費用の一部を助成しています。

- ◇ 耐震診断の結果に基づくもので、**耐震診断を行っていない方はご利用できません。**
- ◇ **申請前に耐震等に係る工事(改修・解体・建築及び工事の契約等)をした場合には補助金交付の対象となりませんので、ご注意ください。**
- ◇ 耐震診断士の派遣(無料)も行っていますので、ご利用ください。



◆ 対象となる住宅

- **昭和56年5月31日以前**に着工された木造2階建て以下の一戸建て住宅
- 構造が、在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法であること
- 市内にある住宅で、賃貸を目的としない住宅

《建替えの場合は、下記の条件も満たすこと》

- 耐震建替え後の住宅の設計及び工事監理は、建築士が行っていること
- 耐震建替え後の住宅が省エネ基準に適合すること

◆ 申し込みができる方

- 補助対象住宅の所有者(共有者を含む)または当該所有者の二親等以内の親族で当該耐震改修等工事の契約を行う方
- 耐震改修については、補強計画の策定及び耐震改修を総合的に行うことができる方
- 当該補助金を初めて受ける方
- 国、県及び市税等を滞納していない方

◆ 耐震改修補助金

耐震改修とは？

耐震診断の結果に基づき、基礎、壁、柱・梁の接合部の補強など、必要な補強計画を策定し、その計画をもとに地震に対して安全な住宅となるよう必要な補強工事を行うことをいいます。

※耐震診断の結果の総合評点が1.0未満の場合で、改修後1.0以上となる耐震補強計画に基づき改修する住宅が補助の対象となります。

- ◇ **補助額 耐震改修費用の5分の4以下 【補助限度額:最大115万円】**

※耐震改修に関連しないリフォーム工事等は補助の対象外となります。

◆ 耐震建替え補助金

耐震建替えとは？

耐震診断の結果に基づき、倒壊の可能性がある住宅を解体して、同じ敷地に新しい住宅を建築することをいいます。

- ◇ **補助額 耐震改修費用相当分の5分の4以下 【補助限度額:最大100万円】**

※県産出材を10立方メートル以上使用する場合は**10万円を加算**